

委員会提出議案第1号

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項
及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月23日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 中 本 正 人

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例

第 1 条 橋本市議会委員会条例(平成 18 年橋本市条例第 229 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 経済建設委員会 6 人 経済推進部の所管に関する事項 建設部の所管に関する事項 農業委員会の所管に関する事項 <u>上下水道部</u> の所管に関する事項 (3) 略	(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 経済建設委員会 6 人 経済推進部の所管に関する事項 建設部の所管に関する事項 農業委員会の所管に関する事項 <u>水道環境部</u> の所管に関する事項 (3) 略

第 2 条 橋本市議会委員会条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) <u>総務経済委員会 9 人</u> <u>危機管理室の所管に関する事項</u> 総合政策部の所管に関する事項 総務部の所管に関する事項 <u>経済推進部の所管に関する事項</u>	(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第 2 条 略 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) <u>総務委員会 6 人</u> 総合政策部の所管に関する事項 総務部の所管に関する事項 <u>危機管理室の所管に関する事項</u>

<u>消防本部の所管に関する事項</u> <u>出納室の所管に関する事項</u> 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項 <u>農業委員会の所管に関する事項</u> <u>上下水道部の所管に関する事項</u> 他の委員会の所管に属しない事項 (2) <u>文教厚生建設委員会 9人</u> <u>健康福祉部の所管に関する事項</u> <u>福祉事務所の所管に関する事項</u> 建設部の所管に関する事項 <u>教育委員会の所管に関する事項</u> <u>市民病院の所管に関する事項</u>	出納室の所管に関する事項 <u>消防本部の所管に関する事項</u> 選挙管理委員会の所管に関する事項 監査委員の所管に関する事項 公平委員会の所管に関する事項 他の委員会の所管に属しない事項 (2) <u>経済建設委員会 6人</u> <u>経済推進部の所管に関する事項</u> 建設部の所管に関する事項 <u>農業委員会の所管に関する事項</u> <u>上下水道部の所管に関する事項</u> (3) <u>文教厚生委員会 6人</u> <u>健康福祉部の所管に関する事項</u> <u>福祉事務所の所管に関する事項</u> <u>教育委員会の所管に関する事項</u> <u>市民病院の所管に関する事項</u>
--	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年5月1日から施行する。